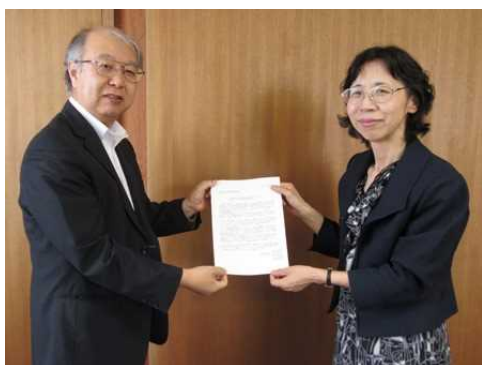
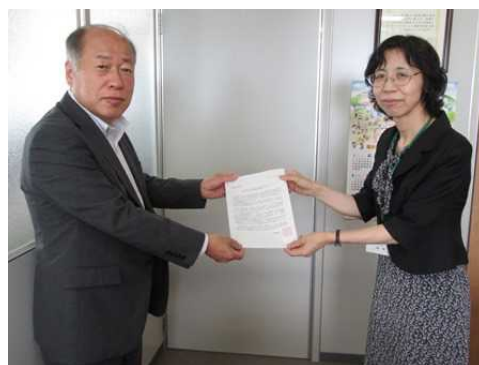


「働き方改革」、「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」 及び「夏季における年次有給休暇の取得促進」等 について要請を行いました。

平成29年6月29日



左：一般社団法人茨城県経営者協会 沢畑専務理事
右：茨城労働局雇用環境・均等室 松本室長



左：茨城県商工会連合会 野澤専務理事



右：茨城県商工会議所連合会 卜部常務理事



左：茨城県中小企業団体中央会 岩間専務理事



右：一般社団法人茨城労働基準協会連合会 橋本専務理事
(※茨城県最低賃金総合相談支援センター事業受託)



右：一般社団法人茨城県建設業協会 田山専務理事



右：一般社団法人茨城県トラック協会 田所専務理事



右：日本労働組合総連合会茨城県連合会 和田会長



左：茨城県社会保険労務士会 齊藤事務局長

茨城労働局では、働きやすい職場環境を目指す「働き方改革」に向けた取組を推進するため、茨城県、経済団体、労働団体を構成員とした「茨城働き方改革・労働環境改善協議会」を設置し、「オール茨城」で取組んでいます。

働き方改革とは、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、年次有給休暇取得促進等に、前向きに取り組んでいただくことにより、仕事と生活の調和を図り、魅力ある就業の機会を創出していくことを目的としているものです。

「働き方改革」の一環として、昨年度に引き続き、「夏の生活スタイル(ゆう活)」を呼びかけていくこととしました。「ゆう活」とは、明るい時間が長い間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革するという取組です。

また、「プラスワン休暇」とは、夏季休暇や土日に年次有給休暇を組合せて連続休暇を実現し、働き方・休み方を変えようという取組です。

6月27日～29日、松本雇用環境・均等室長が、これらの取組に関し協力要請を行いました。

その他、税制・社会保障制度について制度改正が行われたことを受けて「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について概要を説明しました。

茨城労働局雇用環境・均等室
(企画部門)
TEL:029-277-8294